

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年1月22日提出
【発行者名】	なかのアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中野 晴啓
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町5丁目1番
【事務連絡者氏名】	荒川 孝希
【電話番号】	03-6661-0508
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	なかの世界成長ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】**（１）【ファンドの名称】**

なかの世界成長ファンド（以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
 - ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2026年1月23日から2026年7月23日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

なかのアセットマネジメント株式会社

ホームページアドレス<https://nakano-am.co.jp/>

電話番号 03-3662-1401

受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日、年末年始は除きます。）

（９）【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(1 2) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

なかの世界成長ファンドは、主として、国内外の投資信託への投資を通じて世界の成長企業に投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目的に運用を行います。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券 不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変異型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、ファミリーファンド方式で運用を行います。また、マザーファンドを通じて、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

- 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
 公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信

これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。

(4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- 資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
 資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- 年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- 年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- 年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月):目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
 年12回(毎月):目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
 日々:目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
 その他:上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東):目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド:目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ:「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり:目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし:目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数:前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型:目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型:目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型/絶対収益追求型:目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型:目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でもご覧頂けます。

ファンドの特色

- 当ファンドは、世界中の企業の中から競争力が高く、業績の安定した成長が今後も大きく期待できると確信した企業に絞って投資を行っています。こうした企業は、その成長も長期にわたって続くと考えています。私たちはこのような企業を「クオリティ・グロース企業」と定義しています。
- 当ファンドは、私たちの価値観と高い親和性がある世界中の優れたファンドを厳選し、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用しています。



01 エンゲージメント(協業)

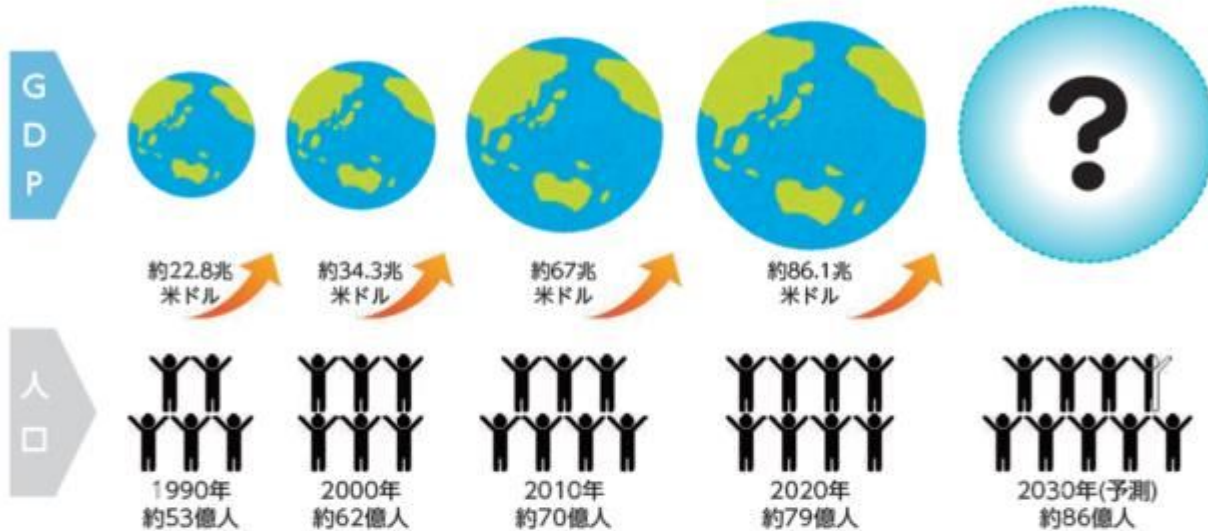
- 世界の優れた運用会社のファンドへ投資するにあたり、ポートフォリオの現状認識や将来の見通しについて建設的な対話(エンゲージメント)を継続的に行っています。当社の見通しも共有しながら、上位組入銘柄については独自調査を実施し、銘柄保有の意義やポートフォリオへの影響について議論を重ねることで、運用会社との協業を通じた価値創造を目指します。



02 長期投資

■世界の経済成長を養分に長期的な資産を保有することで、株式市場の短期的な変動に左右されず、経済の発展や企業の成長を反映した安定的なリターンの獲得を目指します。

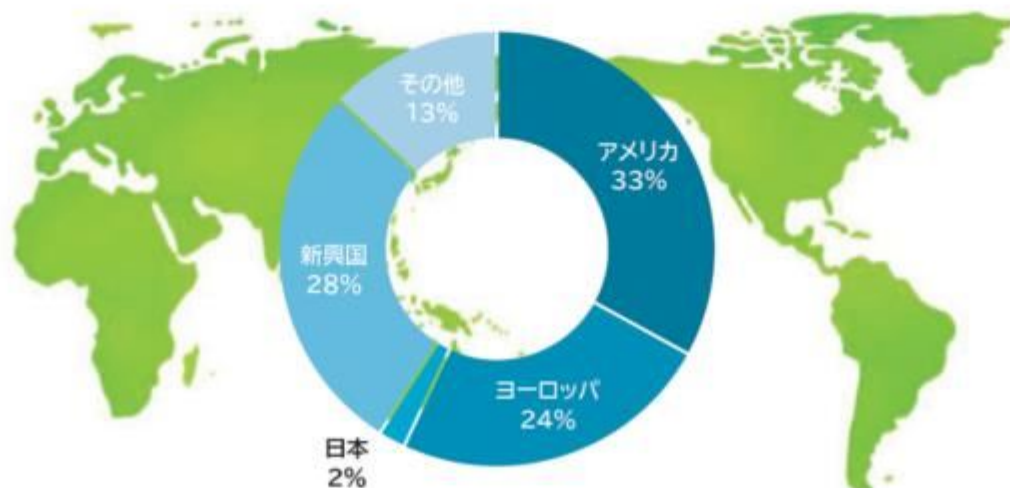
世界の名目GDPと人口の推移



出所:(GDP)資料:GLOBAL NOTE 出典:IMF (<https://www.globalnote.jp/post-1409.html>)のデータを基になかの資産マネジメント作成
(人口)国際連合のデータを基になかの資産マネジメント作成

03 厳選投資

■当ファンドは、アメリカ・ヨーロッパ・日本・新興国などの世界中から厳選した運用会社のアクティブファンドを活用し、国際分散投資を行います。



※2025年10月末時点の国・地域別株式比率

◎ 運用プロセス

1. ファンドスクリーニング



ファンド選定にあたっては、データベースを活用し、成長型の投資スタイルを持つファンドを抽出します。さらに、アクティブ運用であることを前提に、純資産規模、投資地域、過去のパフォーマンスなどの基準で絞り込みを行います。

2. ユニバース
(投資先候補群)の構築

クオリティ・グロース企業への投資を志向するファンドを対象に、ユニバース(投資先候補群)を形成します。

3. ポートフォリオ構築



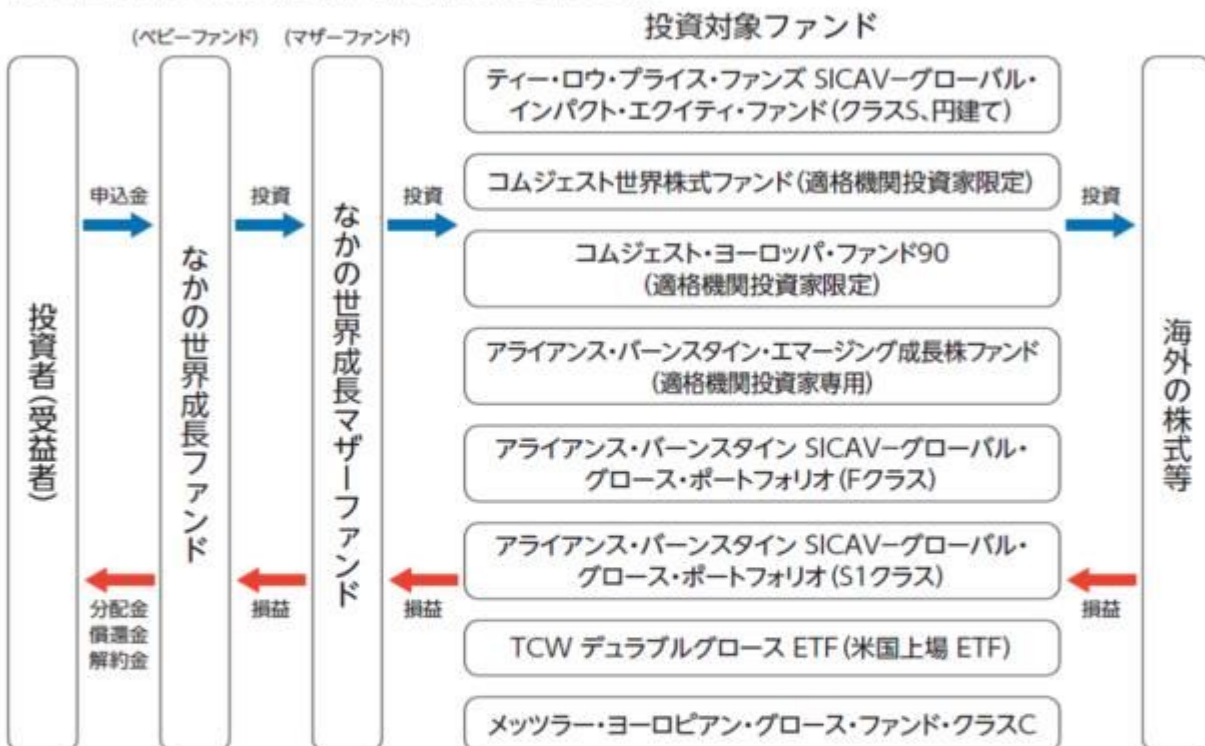
運用会社へ直接取材を行い、過去の運用実績、ファンドの仕組みなどを詳細に確認します。運用チームとのディスカッションを通じて、地域別アセットアロケーションや業種分散を考慮し、最適なポートフォリオを設計します。

◎ ファンドの仕組み

運用はファミリーファンド方式により、マザーファンドを通じて行います。

ファミリーファンド方式とは、なかの世界成長ファンド(ベビーファンド)の資金をマザーファンドに投資し、マザーファンドが実質的な運用を行う仕組みです。

また、マザーファンドは国内外の複数の投資信託証券(投資対象ファンド)に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行い、実質的に世界の株式等に投資を行います。



※投資者(受益者)が購入されるのは「なかの世界成長ファンド」となります。

◎ 主な投資制限

- ①マザーファンド受益証券への投資割合には、投資制限を設けません。
- ②投資信託証券への実質投資割合(マザーファンド受益証券への投資を介した投資の割合をいいます。以下同じ。)には、制限を設けません。
- ③株式への直接投資は、行いません。
- ④デリバティブの直接利用は、行いません。

◎ 分配方針

毎決算時（原則として毎年4月24日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・ 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・ 分配金額は委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

運用チームから皆さまへ

世界を見渡すと、ゆっくりとではありますが確実なトレンドがいくつか存在すると考えます。

例えば、国連の推定によれば80億人いる世界人口は毎年約7000万人ずつ増加しており、これは世界人口を毎年0.8%程度押し上げています。

その結果、人口が増加しているインドやインドネシアをはじめとするグローバルサウスと呼ばれる新しい新興国の国々が世界の政治的、経済的重要度を増してきており、世界中の企業が新しい工場を建設や、新しいマーケットの開拓を進めています。これらは、世界経済を押し上げ、企業に新しい成長機会を提供するでしょう。

加えて、新しい技術も次々に出てきています。

AIの活用はいうに及ばず、自然エネルギーの活用、電気自動車へのシフトなど世界では新しい技術を自社のビジネスに取り込むのに全力を挙げています。厳選した世界の競争力ある企業に長期投資をすることによって、より広い成長機会を捉えることが出来ると考えます。

ぜひ、なかの世界成長ファンドをご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

運用部長 山本潤、運用チーム一同

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

信託金限度額

- ・ 5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

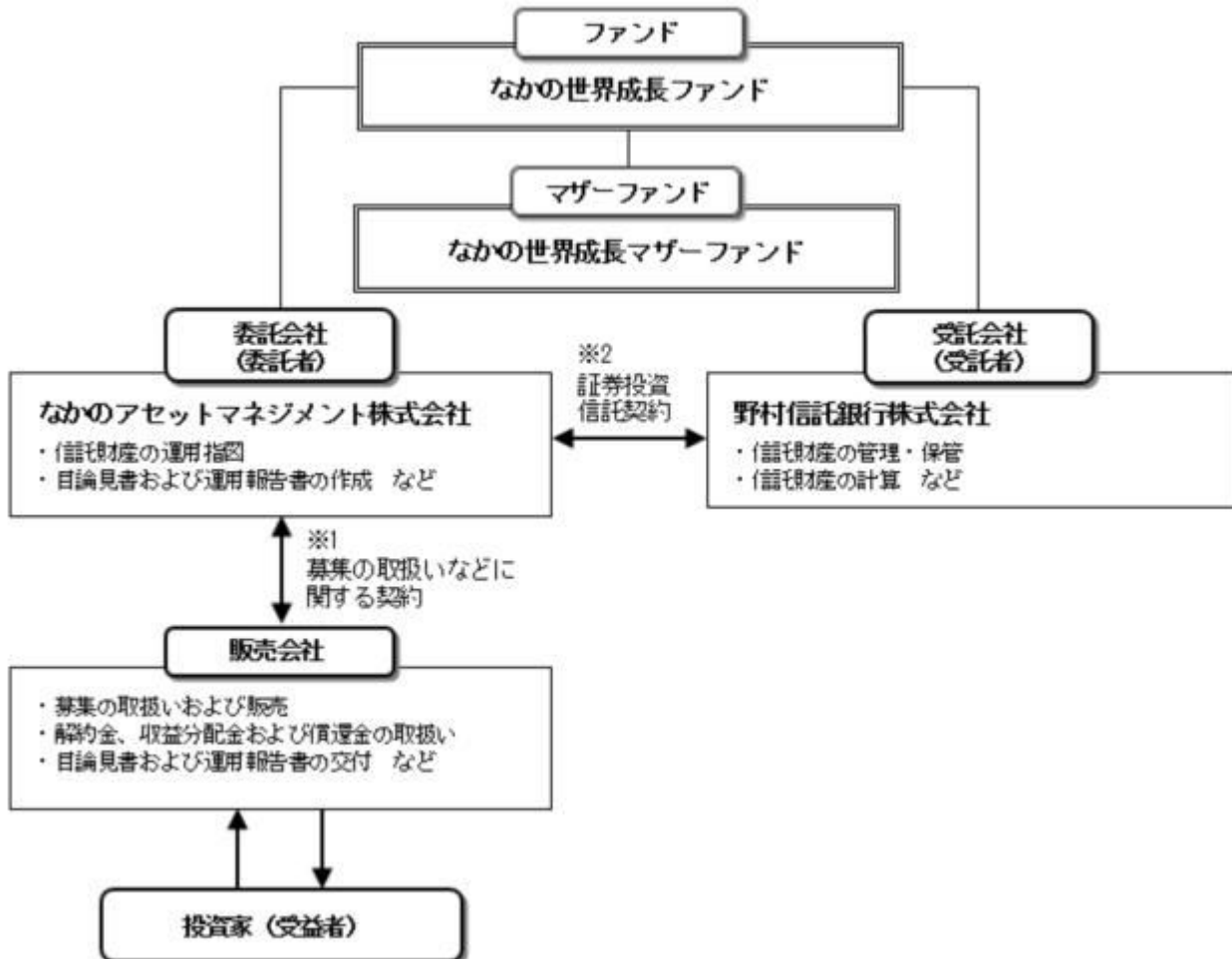
（２）【ファンドの沿革】

2024年4月25日

- ・ ファンドの信託契約締結、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

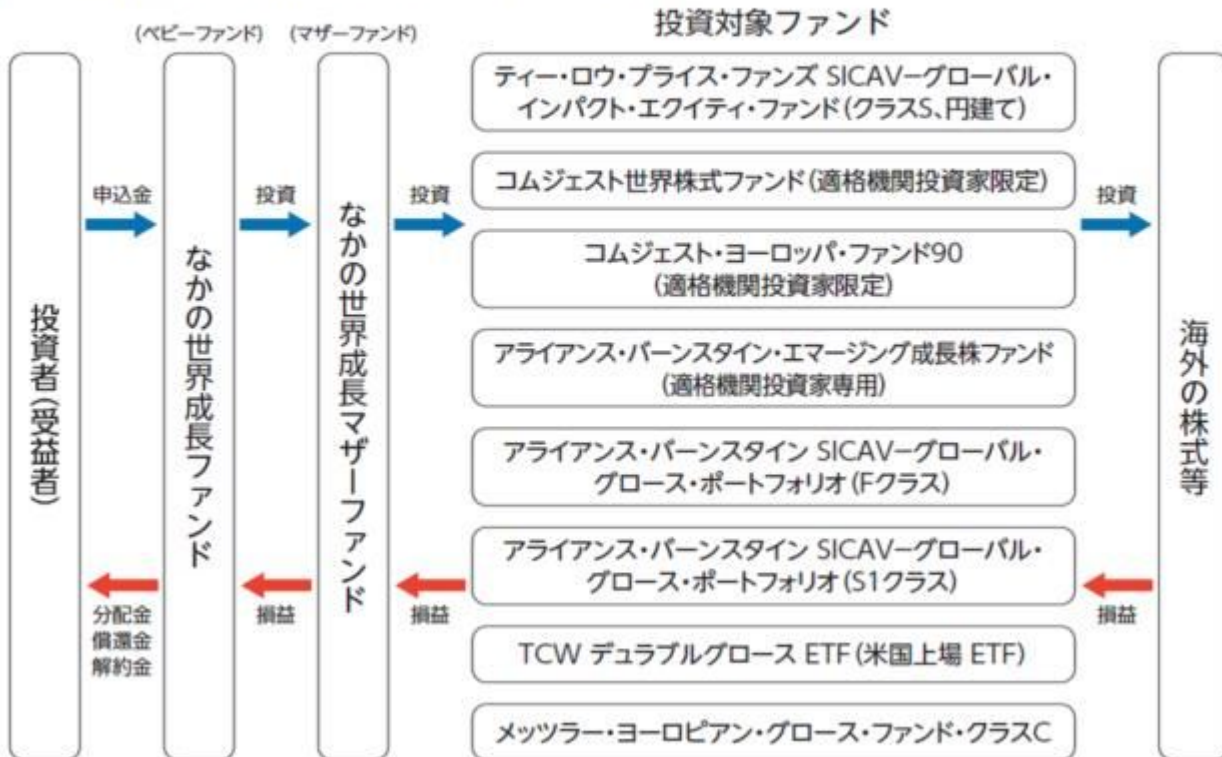


- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
ファンド・オブ・ファンズの仕組み

運用はファミリーファンド方式により、マザーファンドを通じて行います。

ファミリーファンド方式とは、なかの世界成長ファンド（ベビーファンド）の資金をマザーファンドに投資し、マザーファンドが実質的な運用を行う仕組みです。

また、マザーファンドは国内外の複数の投資信託証券（投資対象ファンド）に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行い、実質的に世界の株式等に投資を行います。



※投資者（受益者）が購入されるのは「なかの世界成長ファンド」となります。

委託会社の概況（2025年10月末現在）

- 1) 資本金
677百万円
- 2) 沿革
2023年 9月 1日 なかのアセットマネジメント株式会社設立
- 3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	議決権比率
中野 晴啓	東京都中央区	4,000株	50.2%
スパークス・グループ株式会社	東京都港区港南一丁目2番地 70号シーズンテラス	30,000株	15.1%
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目 13番1号	30,000株	15.1%
ソニーフィナンシャルグループ株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 9番2号	25,000株	12.5%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

なかの世界成長マザーファンド 受益証券に投資し、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行いません。

なかの世界成長マザーファンド受益証券の組入比率は、高位に維持することを基本とします。

実質外貨建て資産に対する為替ヘッジは原則として行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

なかの世界成長マザーファンドが投資対象の候補とする投資信託証券は次のファンドとします。

- ・ティール・ロウ・プライス・ファンズ SICAV - グローバル・インパクト・エクイティ・ファンド（クラスS、円建て）
- ・コムジエスト世界株式ファンド（適格機関投資家限定）
- ・コムジエスト・ヨーロッパ・ファンド90（適格機関投資家限定）
- ・アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド（適格機関投資家専用）

- ・アライアンス・バーンスタイン SICAV - グローバル・グロース・ポートフォリオ（Fクラス）
- ・アライアンス・バーンスタイン SICAV - グローバル・グロース・ポートフォリオ（S1クラス）
- ・TCW デュラブルグロース ETF（米国上場ETF）
- ・メツラー・ヨーロッパ・グロース・ファンド・クラスC

（２）【投資対象】

<なかの世界成長ファンド>

なかの世界成長マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) 約束手形
 - ハ) 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

有価証券の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として、なかのアセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された、なかの世界成長マザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1) 国債証券
 - 2) 地方債証券
 - 3) 特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 4) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 5) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 6) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - 7) 外国または外国の者の発行する証券または証書で6)の証券または証書の性質を有するもの
- なお、1)から3)の証券を以下「公社債」といい、4)および5)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲等

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

<なかの世界成長マザーファンド>

内外の投資信託証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) 約束手形
 - ハ) 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

有価証券の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として約款に定める投資信託証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1) 国債証券
 - 2) 地方債証券
 - 3) 特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 4) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 5) 投資信託または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 6) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - 7) 外国または外国の者の発行する証券または証書で6)の証券または証書の性質を有するもの
- なお、1)から3)の証券を以下「公社債」といい、4)および5)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲等

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含

みます。)により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

投資対象とするマザーファンドの概要

<なかの世界成長マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
主な投資対象	内外の投資信託証券を主要投資対象とします。
投資態度	<p>主として、内外の投資信託証券への投資を通じて世界の成長企業に投資を行い、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行ないます。</p> <p>投資対象の候補とする指定投資信託証券は次のファンドとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ティー・ロウ・プライス・ファンズ SICAV - グローバル・インパクト・エクイティ・ファンド（クラスS、円建て） ・ コムジェスト世界株式ファンド（適格機関投資家限定） ・ コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90（適格機関投資家限定） ・ アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド（適格機関投資家専用） ・ アライアンス・バーンスタイン SICAV - グローバル・グロース・ポートフォリオ（Fクラス） ・ アライアンス・バーンスタイン SICAV - グローバル・グロース・ポートフォリオ（S1クラス） ・ TCW デュラブルグロース ETF（米国上場ETF） ・ メッツラー・ヨーロピアン・グロース・ファンド・クラスC <p>長期視点で世界の成長企業の株式に投資します。</p> <p>多面的な調査を行った上で、長期的に成長が期待される企業を発掘し、割安と考えられるタイミングで投資を行うことを目指します。</p> <p>指定投資信託証券の投資割合は、原則として世界各国の株式等へ投資する投資信託証券を高位に維持することを基本とします。</p> <p>世界の株式に投資することで、国際分散投資を行います。</p> <p>外貨建て資産については原則として為替ヘッジは行いません。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>株式への直接投資は、行いません。</p> <p>外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p>
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	<p>組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。</p> <p>上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>
その他	
委託会社	なかのアセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(参考)

マザーファンドが投資対象とする投資信託証券（投資対象ファンド）の概要

2026年1月23日現在、委託会社が知り得る情報に基づいており、今後記載内容が変更される場合があります。

ファンド名	ティー・ロウ・プライス・ファンズ SICAV－グローバル・インパクト・エクイティ・ファンド (クラスS、円建て)
形態	ルクセンブルグ籍会社型外国投資証券(円建て)
主な投資対象	世界(含む日本、新興国)の株式を主要投資対象とします。
主な投資制限	同一発行体による有価証券への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%以内と します。原則為替ヘッジは行いません。
信託報酬	運用報酬:純資産総額に対し年率0.75%以内 (海外における消費税等相当額がかかる場合があります。)
投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド
ファンド名	コムジェスト世界株式ファンド(適格機関投資家限定)
形態	追加型投信/内外/株式/適格機関投資家限定
投資対象	コムジェスト世界株式 マザーファンド(以下「親投資信託」といいます。)の受益証券を主 要投資対象とします。
投資制限	①株式への実質投資割合には制限を設けません。 ②投資信託証券(親投資信託の受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純 資産総額の5%以下とします。 ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
信託報酬	総額:0.968%(消費税込)
委託会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
ファンド名	コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90(適格機関投資家限定)
形態	追加型投信/海外/株式/適格機関投資家限定
投資対象	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ マザーファンド(以下「親投資信託」といいます。)の 受益証券を主要投資対象とします。
投資制限	①株式への実質投資割合には制限を設けません。 ②投資信託証券(親投資信託の受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純 資産総額の5%以下とします。 ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
信託報酬	総額:0.99%(消費税込)
委託会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社

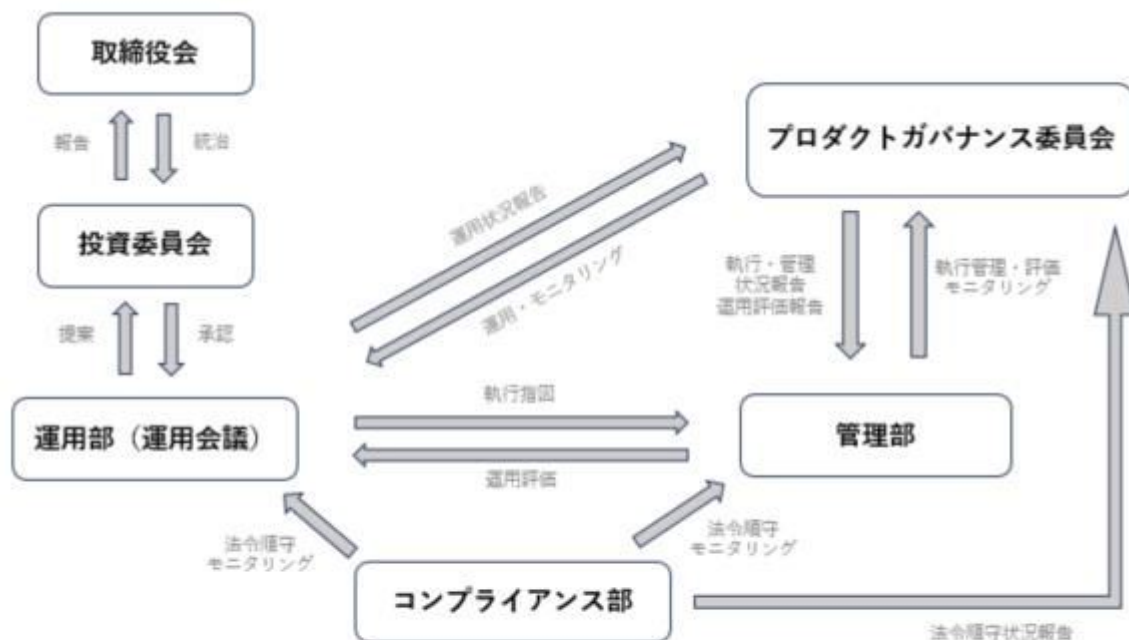
ファンド名	アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド(適格機関投資家専用)
形態	追加型投信/海外/株式
投資対象	主としてABエマージング・グロース株式マザーファンド受益証券に投資します。
投資制限	①株式への実質投資割合は、制限を設けません。 ②同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ③投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.90%(税抜) 委託会社:年0.80%、販売会社:年0.02%、受託会社:年0.08% 信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日(ただし、計算期間の最初の6カ月終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日とします。)および毎計算期末ならびに信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社
ファンド名	アライアンス・バーンスタイン SICAV-グローバル・グロース・ポートフォリオ(Fクラス)
形態	ルクセンブルグ籍米ドル建外国投資法人
主な投資対象	世界各国の株式を主要投資対象とします。
主な投資制限	①流動性の低い資産への投資は、純資産総額の10%を超えないものとします。 ②ファンドの借り入れ総額は、純資産総額の10%を上限とします。
管理報酬	年率0.35% (国内における消費税等相当額はかかりません。)
投資顧問会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
ファンド名	アライアンス・バーンスタイン SICAV-グローバル・グロース・ポートフォリオ(S1クラス)
形態	ルクセンブルグ籍米ドル建外国投資法人
主な投資対象	世界各国の株式を主要投資対象とします。
主な投資制限	①流動性の低い資産への投資は、純資産総額の10%を超えないものとします。 ②ファンドの借り入れ総額は、純資産総額の10%を上限とします。
管理報酬	年率0.60% (国内における消費税等相当額はかかりません。)
投資顧問会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

ファンド名	TCW デュラブルグロース ETF(米国上場ETF)
形態	追加型投信/海外/株式
投資対象	ファンドの投資対象は、主に米国内外の上場株式です。具体的には、米国上場の普通株式、優先株式に加え、NASDAQをはじめとする主要な取引所に上場している外国企業の株式、預託証券、そしてPIPEs(上場企業の私募増資)など、幅広い種類の証券に投資する事があります。
投資制限	①株式への投資割合は純資産の80%以上を維持します。 ②一発行体への投資額は米国政府機関債等を除き純資産の25%以下とします。 ③保有比率上位5銘柄への投資は純資産の65%以下とします。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.75%
委託会社	TCW・インベストメント・マネジメント・カンパニー
ファンド名	メッツラー・ヨーロッパ・グロース・ファンド・クラスC
形態	アイルランド籍会社型外国投資信託
投資対象	主として欧州の上場株式等に投資します。
投資制限	株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。 同一銘柄の株式等への投資割合は、原則として、信託財産の純資産総額の5%以下とします。投資信託証券等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
信託報酬	純資産額に対し年率0.75%
委託会社	メッツラー・アセット・マネジメント GmbH

(3) 【運用体制】

委託会社における運用体制は、以下の通りです。

<運用業務フロー図>



上記体制は2025年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- 1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 2) 分配金額は委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

3) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益分配金の支払い

< 分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース) >

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

< 分配金受取りコース(一般コース) >

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

約款に定める投資制限

< なかの世界成長ファンド >

1) マザーファンド受益証券への投資割合には、投資制限を設けません。

2) 投資信託証券への実質投資割合(マザーファンド受益証券への投資を介した投資の割合をいいます。以下同じ。)には、制限を設けません。

3) 株式への直接投資は、行いません。

4) 外貨建資産への直接投資は、行いません。

5) デリバティブの直接利用は、行いません。

6) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

7) 外国為替予約取引の指図

イ) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

ロ) 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

8) 有価証券の貸付けの指図および範囲

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

ロ) イ)の1.~3.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ) 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

9) 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

10) 資金の借入れ

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

< なかの世界成長マザーファンド >

1) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

2) 株式への直接投資は、行いません。

3) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

4) デリバティブ取引は、原則行いません。

5) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

6) 有価証券の貸付けの指図および範囲

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ロ) イ)の1.～3.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ) 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
- 7) 外国為替予約取引の指図
- イ) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ロ) 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- 8) 信用リスク集中回避のための投資制限
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

- ・ファンドは、価値のある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- ・信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者の皆さまに帰属します。
- ・投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

株式の価格は発行者の業績、経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。また、債券の価格は市場金利や信用度等の変動を受けて変動します。ファンドはその影響を受け、組入株式や組入債券の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

カントリーリスク

主要投資対象ファンドの投資対象国において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、またはそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。

(注) 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

< 収益分配金に関する留意点 >

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

< その他の留意点 >

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払い

が遅延する可能性があります。

一般的に、時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落の要因となる場合があります。

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。マザーファンドは、複数のベビーファンドの資金を運用する場合があるため、他のベビーファンドからのマザーファンドへの資金流入の動向が、基準価額の変動要因となることがあります。

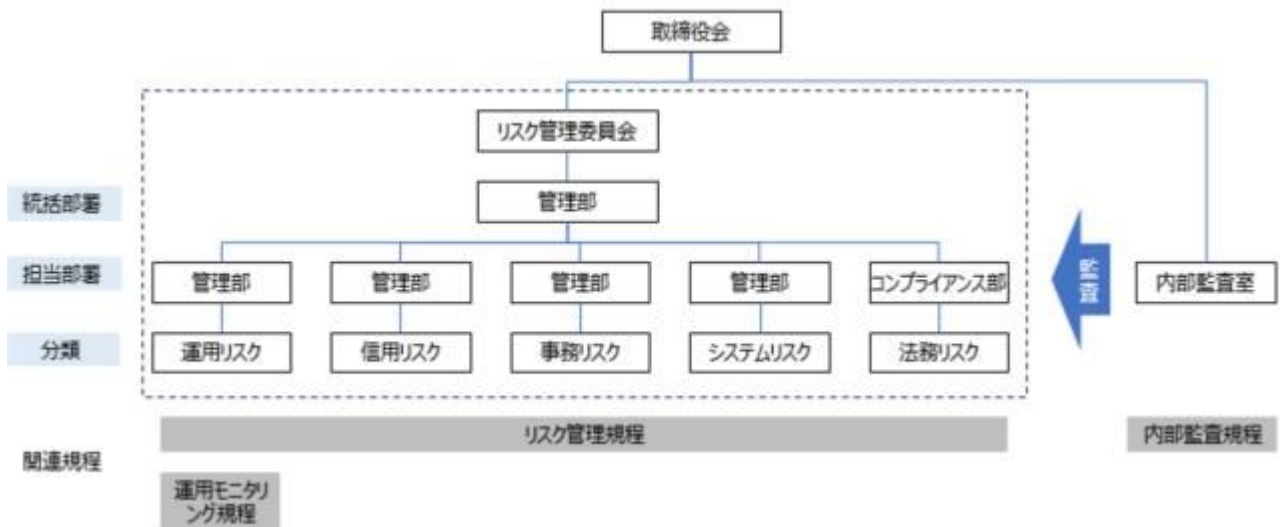
法令、税制ならびに投資規制等は、今後、変更される場合があります。

(2) リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下のとおりです。

委託会社では、リスク管理規程や運用モニタリング規程等の社内規程において、リスク管理の対象となるリスク、リスク管理体制および管理方法等が定められています。

- ・委託会社は受託者責任を常に念頭に置いたうえで、投資信託の「投資リスク」を適切に管理するため、運用部門において、投資信託の各種リスクを把握しつつ、投資信託のコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、運用部門から独立した管理部署によりモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、リスク管理体制を構築しています。
- ・委託会社では、流動性リスク管理に関して、投資信託の組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。委託会社の取締役会等では、流動性リスク管理を含めた実効的なリスク管理体制の整備、運用について監督します。



上記体制は2025年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドの年間騰落率および基準価額の推移



*分配を行っていないため、分配金再投資基準価額は表示していません。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
*当ファンドは、ファンド設定後5年間を経過していないため、年間騰落率は、2025年4月から2025年10月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	9.3	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△6.2	△7.1	△5.8	△9.7	△5.5	△6.1	△2.7
平均値	1.5	16.1	23.4	14.1	△2.3	4.8	8.0

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
*2020年11月から2025年10月の5年間(当ファンドは2025年4月から2025年10月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
*決算日に対応した数値とは異なります。

各資産クラスの指数

日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株…MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債…NOMURA-BPI国債
先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広くに網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません。
信託財産留保額
ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に対して、年率0.605%（税抜0.55%）を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分

1) ファンドにかかる信託報酬

信託報酬の配分（年率/税抜）は、以下の通りとします。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率		
委託会社	販売会社	受託会社
0.312%	0.208%	0.03%

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

2) 投資対象ファンドにかかる運用・管理報酬等

投資対象ファンドの純資産額に年率0.4%～0.9%程度（税抜）を乗じて得た額とします。

運用・管理報酬等の料率は投資対象ファンドにより異なります。詳しくは、「第1) ファンドの状況 / 2) 投資方針 / (2) 投資対象 / (参考) マザーファンドが投資対象とする投資信託証券（投資対象ファンド）の概要」をご覧ください。

3) 実質的な負担

当ファンドの信託報酬と投資対象ファンドの運用・管理報酬等を合計した、投資者が実質的に負担する料率は、年率1.3%±0.2%程度（税込）です。

投資対象ファンドの組入比率の変更などにより変動します。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

当ファンドの組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等、ならびに有価証券の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受益者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担とし、当ファンドの計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、当該消費税等相当額とともに信託財産中から支払われます。

なお、投資対象の投資信託証券においても同様の費用がかかり、当該投資信託証券の信託財産から支払われます。

監査に要する費用は、監査法人などに支払うファンドの監査にかかる費用です。

「その他の手数料等」については運用の状況等により異なるため、料率、上限率等をあらかじめ表示することができません。

受益者が負担する手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なるため、あらかじめ表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。

・当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

* 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みません。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りません。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りません。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

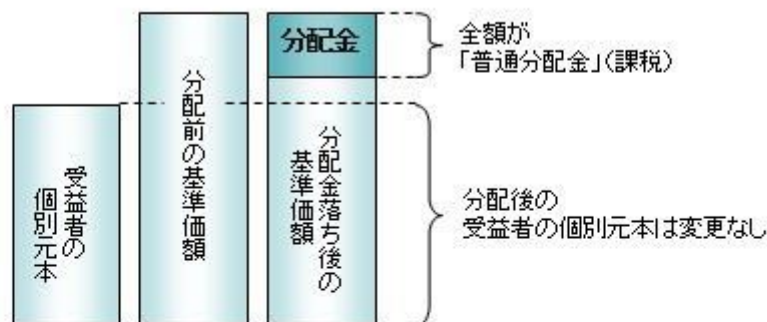
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した金額が普通分配金となります。

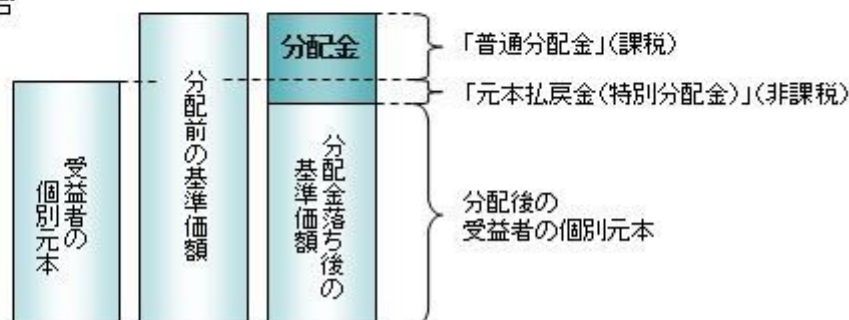
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
 上記は2025年10月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

対象期間：2024年4月25日～2025年4月24日

総経費率 (①+②)	①当ファンドの経費率		②投資先ファンドの経費率	
	運用管理費用の 比率	その他費用の 比率	運用管理費用の 比率	運用管理費用以外の 比率
1.50%	0.60%	0.02%	0.81%	0.07%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

【なかの世界成長ファンド】

以下の運用状況は2025年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	3,179,406,167	98.86
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		36,545,822	1.14
合計(純資産総額)		3,215,951,989	100.00

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	なかの世界成長マザーファンド	2,789,931,702	0.9178	2,560,683,573	1.1396	3,179,406,167	98.86

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.86
合計	98.86

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2025年 4月24日)	2,413	2,413	0.9058	0.9058
2024年10月末日	2,415		1.0313	
11月末日	2,372		0.9932	
12月末日	2,475		1.0284	
2025年 1月末日	2,526		1.0352	
2月末日	2,510		1.0050	
3月末日	2,514		0.9806	
4月末日	2,515		0.9379	
5月末日	2,732		0.9989	
6月末日	2,825		1.0205	
7月末日	2,917		1.0512	
8月末日	2,928		1.0454	
9月末日	3,012		1.0649	
10月末日	3,215		1.1267	

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2024年 4月25日～2025年 4月24日	0.0000
当中間期	2025年 4月25日～2025年10月24日	

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2024年 4月25日～2025年 4月24日	9.42
当中間期	2025年 4月25日～2025年10月24日	23.06

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2024年 4月25日～2025年 4月24日	3,039,319,739	374,949,486
当中間期	2025年 4月25日～2025年10月24日	426,399,338	235,374,485

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

なかの世界成長マザーファンド

以下の運用状況は2025年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	1,816,110,079	57.12
	アメリカ	190,168,954	5.98

	アイルランド	228,513,220	7.19
	小計	2,234,792,253	70.29
投資証券	ルクセンブルグ	910,819,652	28.65
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		33,856,307	1.06
合計(純資産総額)		3,179,468,212	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド(適格機関投資家専用)	212,891,558	2.3482	499,918,876	3.2249	686,553,985	21.59
日本	投資信託受益証券	コムジェスト世界株式ファンド(適格機関投資家限定)	305,581,315	1.7591	537,548,091	2.2288	681,079,634	21.42
ルクセンブルグ	投資証券	アライアンス・バーンスタイン SICAV - グローバル・グロス・ポートフォリオ(Fクラス)	30,481.868	15,953.89	486,304,381	18,558.26	565,690,522	17.79
日本	投資信託受益証券	コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90(適格機関投資家限定)	185,766,076	2.1495	399,304,180	2.4142	448,476,460	14.11
ルクセンブルグ	投資証券	ティー・ロウ・プライス・ファンズ SICAV - グローバル・インパクト・エクイティ・ファンド(クラスS、円建て)	295,234.5	942	278,110,899	1,169	345,129,130	10.85
アイルランド	投資信託受益証券	スチュワート・インベスターズ・グローバル・エマージング・マーケット・リーダーズ・ファンド(クラス・円建て)	211,558.46	886.26	187,496,964	1,080.14	228,513,220	7.19
アメリカ	投資信託受益証券	TCW デュラブルグロス ETF(米国上場ETF)	39,050	5,068.42	197,921,930	4,869.88	190,168,954	5.98

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	70.29
投資証券	28.65
合計	98.94

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考情報

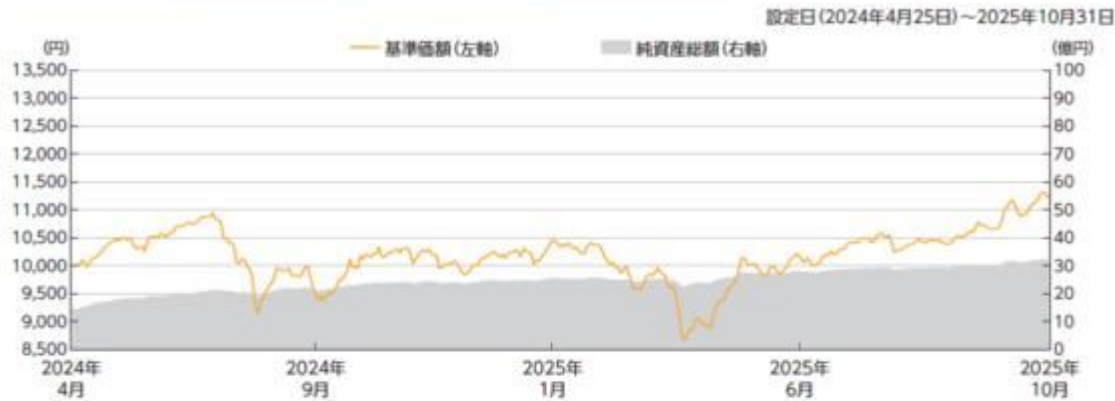


運用実績

2025年10月末現在

●基準価額・純資産の推移

基準価額	11,267円	純資産総額	32億円
------	---------	-------	------

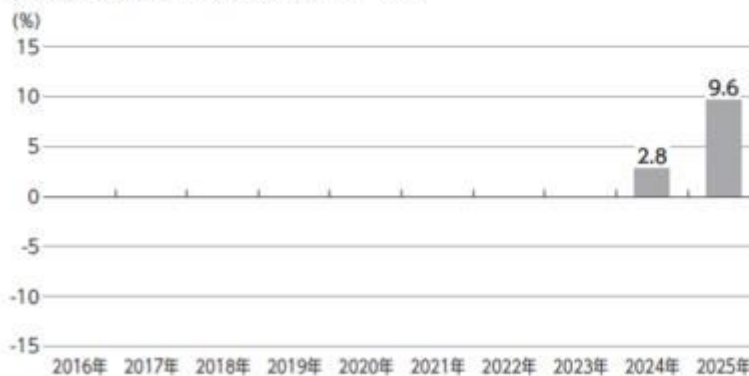


●主要な資産の状況

	ファンド名	組入比率
1	アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド(適格機関投資家専用)	21.6%
2	コムジエスト世界株式ファンド(適格機関投資家限定)	21.4%
3	アライアンス・バーンスタイン SICAV-グローバル・グロース・ポートフォリオ(Fクラス)	17.8%
4	コムジエスト・ヨーロッパ・ファンド90(適格機関投資家限定)	14.1%
5	ティー・ロウ・プライス・ファンズ SICAV-グローバル・インパクト・エクイティ・ファンド(クラスS、円建て)	10.9%
6	スチュワート・インベスターズ・グローバル・エマージング・マーケット・リーダーズ・ファンド(クラスIII、円建て)	7.2%
7	TCW デュラブルグロース ETF(米国上場ETF)	6.0%

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する組入比率です。

●年間収益率の推移(暦年ベース)



・当ファンドにはベンチマークはありません。
 ・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
 ・2024年は設定日(4月25日)から12月末までの収益率です。2025年は10月末までの収益率です。

●分配の推移(1万口当たり、税引前)

日	分配額(円)
2025年4月24日	0円
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
設定来累計	0円

運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- (1) 申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。
- (2) コースの選択
収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。
＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞
収益分配金を自動的に再投資するコースです。
＜分配金受取りコース（一般コース）＞
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。
販売会社によっては、取扱コースの名称が異なる場合があります。
- (3) 申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (4) 取扱時間
原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 取得申込不可日
販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
 - ・ユーロネクスト・パリの休業日
 - ・ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ・ニューヨークの銀行の休業日
 - ・ルクセンブルクの銀行の休業日
 - ・ダブリンの銀行の休業日
- (6) 申込金額
取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。
＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。
- (7) 申込単位
販売会社が定める単位とします。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (8) 申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
- (9) 受付の中止および取消
委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができます。
金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

< 解約請求による換金 >

- (1) 解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (2) 取扱時間
原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (3) 解約請求不可日
販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
 - ・ユーロネクスト・パリの休業日
 - ・ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ・ニューヨークの銀行の休業日
 - ・ルクセンブルクの銀行の休業日
 - ・ダブリンの銀行の休業日
- (4) 解約制限
ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 解約価額
解約請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。
 - ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

なかのアセットマネジメント株式会社

ホームページアドレス <https://nakano-am.co.jp/>

電話番号 03-3662-1401

受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日、年末年始は除きます。）

- (6) 手取額
1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよび既に受け付けた解約請求の受付を取消することができます。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

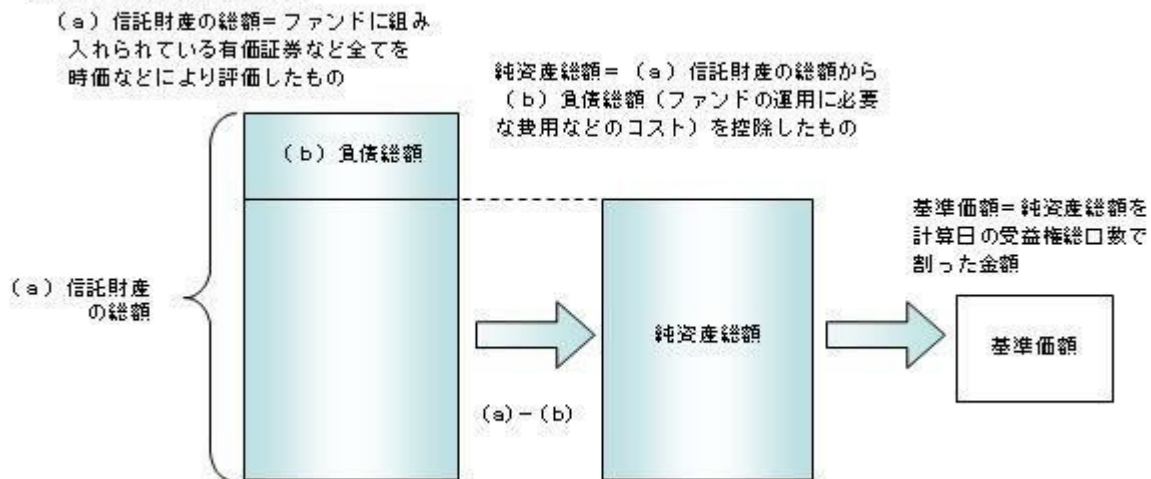
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

< 基準価額算出の流れ >



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

< 主な資産の評価方法 >

マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

なかのアセットマネジメント株式会社

ホームページアドレス <https://nakano-am.co.jp/>

電話番号 03-3662-1401

受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日、年末年始は除きます。）

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします（2024年4月25日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了

させることがあります。

（４）【計算期間】

毎年4月25日から翌年4月24日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなったとき
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

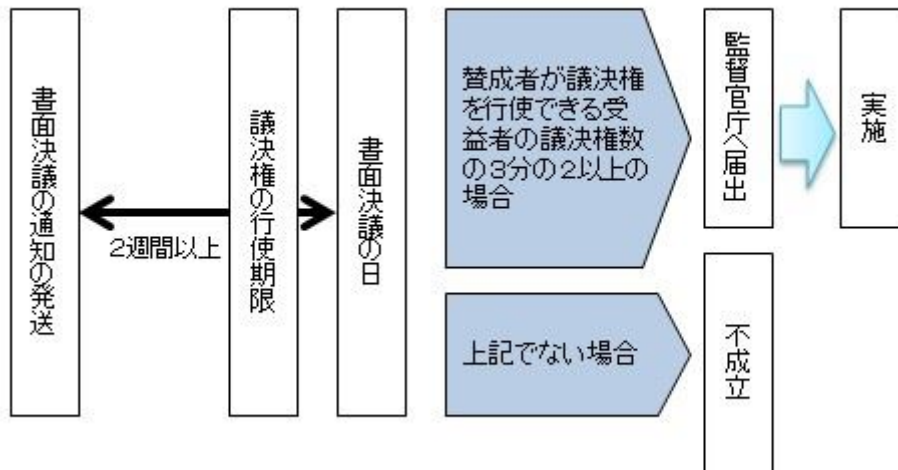
信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

＜書面決議の主な流れ＞



公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス <https://nakano-am.co.jp/>

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・委託会社は、每期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス <https://nakano-am.co.jp/>

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1) 収益分配金・償還金受領権
 - ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
 - ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
- (2) 解約請求権
 - ・受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。
- (3) 帳簿閲覧権
 - ・受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの第1期計算期間は、信託約款第30条により、2024年4月25日（設定日）から2025年4月24日までとなっております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（2024年4月25日（設定日）から2025年4月24日まで）の財務諸表について、ななつぼし監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【なかの世界成長ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 円)

		第1期 2025年 4月24日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		70,166,532
親投資信託受益証券		2,350,683,573
未収利息		672
流動資産合計		2,420,850,777
資産合計		2,420,850,777
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		403,997
未払委託者報酬		7,002,537
流動負債合計		7,406,534
負債合計		7,406,534
純資産の部		
元本等		
元本		2,664,370,253
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()		250,926,010
(分配準備積立金)		-
元本等合計		2,413,444,243
純資産合計		2,413,444,243
負債純資産合計		2,420,850,777

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期
	自 2024年 4月25日
	至 2025年 4月24日
営業収益	
受取利息	132,035
有価証券売買等損益	242,699,406
営業収益合計	242,567,371
営業費用	
受託者報酬	736,622
委託者報酬	12,768,058
営業費用合計	13,504,680
営業利益又は営業損失 ()	256,072,051
経常利益又は経常損失 ()	256,072,051
当期純利益又は当期純損失 ()	256,072,051
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ()	3,608,773
期首剰余金又は期首欠損金 ()	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,688,203
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,688,203
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,933,389
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,933,389
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金 ()	250,926,010

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 2025年 4月24日現在
1. 元本の推移	
期首元本額	1,440,382,979円
期中追加設定元本額	1,598,936,760円
期中一部解約元本額	374,949,486円
2. 計算期間末日における受益権の総数	2,664,370,253口
3. 元本の欠損	
純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	250,926,010円
4. 1口当たり純資産額	0.9058円
(10,000口当たり純資産額)	(9,058円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 2024年 4月25日 至 2025年 4月24日	
分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	- 円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円
C 収益調整金額	3,101円
D 分配準備積立金額	- 円
E 当ファンドの分配対象収益額	3,101円
F 当ファンドの期末残存口数	2,664,370,253口
G 10,000口当たり収益分配対象額	- 円
H 10,000口当たり分配金額	- 円
I 収益分配金金額	- 円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 自 2024年 4月25日 至 2025年 4月24日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務です。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、有価証券に関する注記に記載しております。 これら金融商品には、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク）、信用リスク、流動性リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社では、運用部門から独立した運用リスクを管理する部門において、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、プロダクトガバナンス委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、定期的にプロダクトガバナンス委員会に報告します。

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 2025年 4月24日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。

3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
---------------------------	--

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第1期 自 2024年 4月25日 至 2025年 4月24日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	242,699,406
合計	242,699,406

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	なかの世界成長マザーファンド	2,588,003,494	2,350,683,573	
合計		2,588,003,494	2,350,683,573	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「なかの世界成長マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託受益証券の状況は次の通りです。以下に記載した情報は監査対象外であります。

なかの世界成長マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

2025年 4月24日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	18,374
コール・ローン	38,743,321
投資信託受益証券	1,712,983,832
投資証券	609,030,626
未収利息	371
流動資産合計	2,360,776,524
資産合計	2,360,776,524
負債の部	

2025年 4月24日現在

流動負債	
未払金	10,000,000
流動負債合計	10,000,000
負債合計	10,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	2,588,003,494
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	237,226,970
元本等合計	2,350,776,524
純資産合計	2,350,776,524
負債純資産合計	2,360,776,524

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、投資信託受益証券及び投資証券の時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び投資証券の基準価額、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについてはそれに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として計算期間末日におけるわが国の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年 4月24日現在
1. 元本の推移	
期首	2024年 4月25日
期首元本額	1,440,382,979円
期首からの追加設定元本額	1,147,620,515円
期首からの一部解約元本額	- 円
元本の内訳	
なかの世界成長ファンド	2,588,003,494円
合計	2,588,003,494円
2. 計算期間末日における受益権の総数	2,588,003,494口
3. 元本の欠損	
純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	237,226,970円
4. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.9083円 (9,083円)

（注） は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年 4月25日 至 2025年 4月24日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務です。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、有価証券に関する注記に記載しております。 これら金融商品には、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク）、信用リスク、流動性リスク等があります。 デリバティブ取引等を行った場合は信託約款に記載した目的で取引を行っております。

3.金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社では、運用部門から独立した運用リスクを管理する部門において、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、プロダクトガバナンス委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、定期的にプロダクトガバナンス委員会に報告します。
-------------------	---

金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年 4月24日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は時価で計上しているため、その差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	自 2024年 4月25日 至 2025年 4月24日	
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	
投資信託受益証券		174,700,161
投資証券		49,997,233
合計		224,697,394

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	円	アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド(適格機関投資家専用)	209,680,666	489,918,876	
		コムジエスト世界株式ファンド(適格機関投資家限定)	359,208,722	631,884,062	
		コムジエスト・ヨーロッパ・ファンド90(適格機関投資家限定)	215,717,111	463,683,930	
		スチュワート・インベスターズ・グローバル・エマージング・マーケット・リーダーズ・ファンド(クラス・円建て)	149,101.4	127,496,964	
投資信託受益証券合計			784,755,600.4	1,712,983,832	
投資証券	円	ティー・ロウ・プライス・ファンズ SICAV - グローバル・インパクト・エクイティ・ファンド(クラスS、円建て)	295,234.5	278,110,899	
	円 小計		295,234.5	278,110,899	

アメリカドル	アライアンス・バーンスタイン SICAV - グローバル・グロース・ ポートフォリオ (Fクラス)	23,280.413	2,314,771.46	
アメリカドル 小計		23,280.413	2,314,771.46 (330,919,727)	
投資証券合計			609,030,626 (330,919,727)	
合計			2,322,014,458 (330,919,727)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資証券 1銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

【中間財務諸表】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条および第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2025年4月25日から2025年10月24日まで）の中間財務諸表について、ななつぼし監査法人による中間監査を受けております。

【なかの世界成長ファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位 : 円)

	前計算期間 2025年 4月24日現在	当中間計算期間 2025年10月24日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	70,166,532	59,517,291
親投資信託受益証券	2,350,683,573	3,144,811,014
未収利息	672	570
流動資産合計	2,420,850,777	3,204,328,875
資産合計	2,420,850,777	3,204,328,875
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	12,642,099
未払受託者報酬	403,997	473,197
未払委託者報酬	7,002,537	8,202,092
流動負債合計	7,406,534	21,317,388
負債合計	7,406,534	21,317,388
純資産の部		
元本等		
元本	2,664,370,253	2,855,395,106
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ()	250,926,010	327,616,381
(分配準備積立金)	-	-
元本等合計	2,413,444,243	3,183,011,487
純資産合計	2,413,444,243	3,183,011,487
負債純資産合計	2,420,850,777	3,204,328,875

（ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	前中間計算期間 自 2024年 4月25日 至 2024年10月24日	当中間計算期間 自 2025年 4月25日 至 2025年10月24日
営業収益		
受取利息	26,145	150,899
有価証券売買等損益	53,263,192	584,127,441
営業収益合計	53,289,337	584,278,340
営業費用		
受託者報酬	332,625	473,197
委託者報酬	5,765,521	8,202,092
営業費用合計	6,098,146	8,675,289
営業利益又は営業損失（ ）	47,191,191	575,603,051
経常利益又は経常損失（ ）	47,191,191	575,603,051
中間純利益又は中間純損失（ ）	47,191,191	575,603,051
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	3,934,891	30,238,504
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	250,926,010
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,677,482	33,177,844
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	20,216,197
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,677,482	12,961,647
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,365,695	-
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,365,695	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	61,568,087	327,616,381

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	前計算期間 2025年 4月24日現在	当中間計算期間 2025年10月24日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	1,440,382,979円	2,664,370,253円
期中追加設定元本額	1,598,936,760円	426,399,338円
期中一部解約元本額	374,949,486円	235,374,485円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	2,664,370,253口	2,855,395,106口
3. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	250,926,010円	- 円
4. 1口当たり純資産額	0.9058円	1.1147円
(10,000口当たり純資産額)	(9,058円)	(11,147円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	前計算期間 2025年 4月24日現在	当中間計算期間 2025年10月24日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は時価で計上しているため、その差額はありません。	中間貸借対照表計上額は時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 売買目的有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「なかの世界成長マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託受益証券の状況は次の通りです。以下に記載した情報は監査対象外であります。

なかの世界成長マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2025年 4月24日現在	2025年10月24日現在
資産の部		
流動資産		
預金	18,374	33,925,735
金銭信託	-	183,548
コール・ローン	38,743,321	20,978,501

	2025年 4月24日現在	2025年10月24日現在
投資信託受益証券	1,712,983,832	2,178,811,609
投資証券	609,030,626	900,869,171
未収入金	-	10,000,000
未収利息	371	201
流動資産合計	2,360,776,524	3,144,768,765
資産合計	2,360,776,524	3,144,768,765
負債の部		
流動負債		
未払金	10,000,000	-
流動負債合計	10,000,000	-
負債合計	10,000,000	-
純資産の部		
元本等		
元本	2,588,003,494	2,789,931,702
剰余金		
剰余金又は欠損金()	237,226,970	354,837,063
元本等合計	2,350,776,524	3,144,768,765
純資産合計	2,350,776,524	3,144,768,765
負債純資産合計	2,360,776,524	3,144,768,765

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、投資信託受益証券及び投資証券の時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び投資証券の基準価額、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについてはそれに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として計算期間末日におけるわが国の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2025年 4月24日現在	2025年10月24日現在
1. 元本の推移		
期首	2024年 4月25日	2025年 4月25日
期首元本額	1,440,382,979円	2,588,003,494円
期首からの追加設定元本額	1,147,620,515円	201,928,208円
期首からの一部解約元本額	- 円	- 円
元本の内訳		
なかの世界成長ファンド	2,588,003,494円	2,789,931,702円
合計	2,588,003,494円	2,789,931,702円
2. 計算期間末日における受益権の総数	2,588,003,494口	2,789,931,702口
3. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	237,226,970円	- 円
4. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.9083円 (9,083円)	1.1272円 (11,272円)

(注) は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年 4月24日現在	2025年10月24日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券	(1) 有価証券 売買目的有価証券

	<p>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)上記以外の金融商品 同左</p>
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>同左</p>

(デリバティブ取引等に関する注記)
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2025年10月31日現在です。

【なかの世界成長ファンド】

【純資産額計算書】

資産総額	3,218,717,886円
負債総額	2,765,897円
純資産総額（ - ）	3,215,951,989円
発行済口数	2,854,236,386口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1267円

（参考）

なかの世界成長マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	3,179,468,212円
負債総額	円
純資産総額（ - ）	3,179,468,212円
発行済口数	2,789,931,702口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1396円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（4）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2025年10月末現在

資本金	677,500,000円
発行可能株式総数	250,000株
発行済株式総数	113,250株

過去5年間における主な資本金の増減

年月日	変更後（変更前）
2023年9月29日	172,500,000円（50,000,000円）
2023年11月30日	322,500,000円（172,500,000円）
2023年12月26日	472,500,000円（322,500,000円）
2024年2月9日	477,500,000円（472,500,000円）
2024年2月29日	627,500,000円（477,500,000円）
2024年5月24日	677,500,000円（627,500,000円）

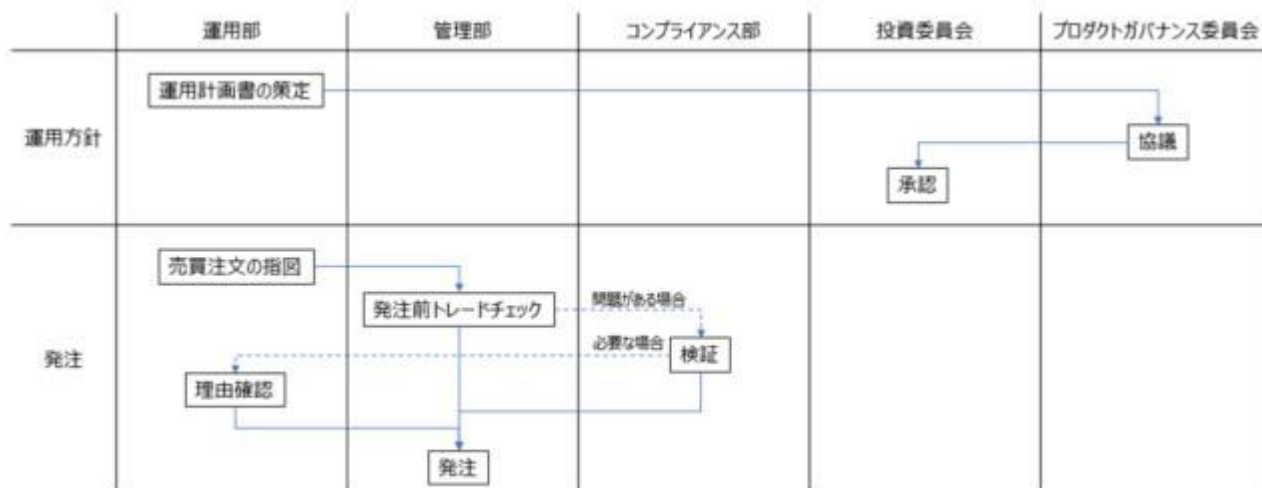
(2) 会社の意思決定機関（2025年10月末現在）

・取締役会

委託会社の業務執行の最高機関は取締役会であり、株主総会にて選任された3名以上の取締役、かつ1名以上の監査役で構成されます。取締役及び監査役の選任は、議決権を行使できる株主の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とします。

(3) 運用の意思決定プロセス（2025年10月末現在）



2【事業の内容及び営業の概況】

・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

・2025年10月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	2	6,951
合計	2	6,951

3【委託会社等の経理状況】

- 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第282条及び第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、ななつぼし監査法人による監査を受けております。
また、第3期事業年度に係る中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の中間財務諸表について、ななつぼし監査法人による中間監査を受けております。
- 財務諸表および中間財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年 度 (2024年3月31日)	当事業年 度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,011,379	811,948
未収委託者報酬		18,171
未収消費税等	2,974	11,212
その他流動資産	2,040	5,097
流動資産合計	1,016,394	846,429
固定資産		
有形固定資産		
器具備品	1	4,379
有形固定資産合計	5,072	4,379
無形固定資産		
ソフトウェア	458	358
無形固定資産合計	458	358
投資その他の資産		
差入保証金	3,150	3,566
投資その他の資産合計	3,150	3,566
固定資産合計	8,680	8,303
繰延資産		
創立費	505	390
繰延資産合計	505	390
資産合計	1,025,580	855,124
負債の部		
流動負債		
未払金	936	7,670
未払手数料		7,268
その他未払金	936	401
未払費用	14,623	21,299
預り金	795	4,580
未払法人税等	3,869	4,316
流動負債合計	20,224	37,866
負債合計	20,224	37,866
純資産の部		
株主資本		
資本金	627,500	677,500
資本剰余金		
資本準備金	455,000	505,000
資本剰余金合計	455,000	505,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	77,144	365,241
利益剰余金合計	77,144	365,241
株主資本合計	1,005,355	817,258

純資産合計	1,005,355	817,258
負債・純資産合計	1,025,580	855,124

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 2023年 9月 1日 至 2024年 3月31日)		(自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	
営業収益				
委託者報酬				31,942
営業収益計				31,942
営業費用				
支払手数料				79,322
広告宣伝費				17,323
その他営業費用				1,787
営業費用計				98,433
一般管理費				
給料	33,551			134,461
役員報酬	16,800			43,350
給与手当	16,751			91,111
法定福利費	4,514			19,258
旅費交通費	2,091			8,099
租税公課	3,638			6,448
賃借料	354			14,835
業務委託費	10,568			27,461
支払手数料	8,365			
諸会費	6,489			
諸経費	3,031			9,885
一般管理費計	72,607			220,452
営業損失	72,607			286,942
営業外収益				
受取利息	1			506
雑収入	91			760
営業外収益計	92			1,267
営業外費用				
株式交付費	4,008			350
繰延資産償却費	66			114
原状回復費用				929
営業外費用計	4,075			1,393
経常損失	76,590			287,069
税引前当期純損失	76,590			287,069
法人税、住民税及び事業税	554			1,027
法人税等合計	554			1,027
当期純損失	77,144			288,097

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年9月 1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高							
当期変動額							
新株の発行	627,500	455,000	455,000			1,082,500	1,082,500
当期純損失				77,144	77,144	77,144	77,144
当期変動額合計	627,500	455,000	455,000	77,144	77,144	1,005,355	1,005,355
当期末残高	627,500	455,000	455,000	77,144	77,144	1,005,355	1,005,355

当事業年度（自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	

	資本金		資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計	株主資本 合計	純資産合計
	資本準備金	繰越 利益剰余金					
当期首残高	627,500	455,000	455,000	77,144	77,144	1,005,355	1,005,355
当期変動額							
新株の発行	50,000	50,000	50,000			100,000	100,000
当期純損失				288,097	288,097	288,097	288,097
当期変動額合計	50,000	50,000	50,000	288,097	288,097	188,097	188,097
当期末残高	677,500	505,000	505,000	365,241	365,241	817,258	817,258

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法
なお、器具備品の耐用年数は4～15年であります。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
なお、ソフトウェアについては、5年で償却しております。

2. 繰延資産の処理方法

- (1) 創立費
5年間で均等償却しております。
- (2) 株式交付費
支出時に全額費用処理しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって年2回受領しております。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

4. その他財務諸表作成のための基礎となる重要な事項

消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度（2024年3月31日）	当事業年度（2025年3月31日）
器具備品	828千円	3,286千円
有形固定資産合計	828千円	3,286千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自2023年9月1日 至2024年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	概要
普通株式		103,250		103,250	

当事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	概要
普通株式	103,250			103,250	
A種優先株式		10,000		10,000	注1
合計	103,250	10,000		113,250	

(注1) A種優先株式の発行済株式の増加10,000株は、第三者割当による新株の発行であります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は投資信託の運用業を営んでおります。
当社の余資運用については預金等に限定しております。
デリバティブ取引については行わない方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、預入先金融機関の信用リスクにさらされていますが、健全性規制を充足する金融機関をその預

入先とすることとしており、そのリスクは極めて軽微であります。

投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。

未払手数料は投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

リスク管理の担当所管部署を管理部、責任者を管理部長とし、リスク管理の有効性の確認はコンプライアンス部が行っております。リスク管理委員会及び取締役会はリスク管理全般について責任を負い、リスク管理の方針の策定、リスク管理体制の整備を推進しており、以下のプロセスにてリスク管理を行っております。

担当所管部署は、リスクの把握及び分析を行っております。リスクの測定は、必要に応じて定量・定性の両面から行っております。

担当所管部署は、リスク管理状況を四半期毎にリスク管理委員会に報告しております。ただし、経営に重大な影響を与える事項については随時各リスクを統括管理する管理部へ報告しております。管理部は報告事案について検証を行い、必要に応じてリスク管理委員会に報告しております。

リスク管理委員会は、担当所管部署からの報告を基に、関係する諸規程が明確に定められているか、適切な見直しが行われているかといったリスク管理体制の有効性等について検討し、その一層の充実を図っております。

内部監査室は、各部署のリスク管理体制の有効性について監査し、結果について取締役会に報告、必要に応じて是正勧告等を行っております。

2. 金融商品の時価に関する事項

当事業年度（2025年3月31日）

時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金及び預金、未収委託者報酬、未収消費税等、未払手数料、預り金、未払法人税等

これらはすべて短期間（1年以内）で決済されるため、時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針) 3. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自2023年9月1日 至2024年3月31日）

顧客の名称	営業収益
なかの日本成長ファンド	-千円
なかの世界成長ファンド	-千円

当事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

顧客の名称	営業収益
なかの日本成長ファンド	21,149千円
なかの世界成長ファンド	10,793千円

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自2023年9月1日 至2024年3月31日)	当事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
1株当たり純資産額	9,737円10銭	6,946円81銭
1株当たり当期純損失金額	1,523円84銭	2,790円29銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりませ

ん。
2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自2023年9月1日 至2024年3月31日)	当事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
純資産の部の合計額	1,005,355千円	817,258千円
純資産の部の合計額 から控除する金額	-千円	100,000千円
(うち種類株式の 払込金額)	-千円	100,000千円
普通株式に係る 期末の純資産額	1,005,355千円	717,258千円
1株当たり純資産額の 算定に用いられた 期末の普通株式の数	103,250株	103,250株

3. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自2023年9月1日 至2024年3月31日)	当事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
当期純損失	77,144千円	288,097千円
普通株式に 帰属しない金額	-千円	-千円
普通株式に係る 当期純損失	77,144千円	288,097千円
普通株式の 期中平均株式数	50,625株	103,250株

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

	当中間会計期間 (2025年9月30日)	
資産の部		
流動資産		
現金・預金		673,323
未収委託者報酬		21,905
未収消費税等	1	4,660
その他流動資産		2,078
流動資産計		701,968
固定資産		
有形固定資産		
器具備品	2	4,482
有形固定資産合計		4,482
無形固定資産		
ソフトウェア		308
無形固定資産合計		308
投資その他の資産		
差入保証金		3,566
投資その他の資産合計		3,566
固定資産合計		8,357
繰延資産		
創立費		333
繰延資産合計		333
資産合計		710,658
負債の部		
流動負債		
未払金		8,762

未払手数料	8,762
未払費用	19,667
預り金	2,648
未払法人税等	3,104
流動負債合計	34,182
負債合計	34,182
純資産の部	
株主資本	
資本金	677,500
資本剰余金	
資本準備金	505,000
資本剰余金合計	505,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	506,023
利益剰余金合計	506,023
株主資本合計	676,476
純資産合計	676,476
負債・純資産合計	710,658

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	22,451
営業収益計	22,451
営業費用	
支払手数料	39,244
広告宣伝費	7,032
その他営業費用	1,611
営業費用計	47,888
一般管理費	
給料	71,104
役員報酬	23,500
給料・手当	47,603
法定福利費	9,824
業務委託費	19,124
不動産賃借料	6,588
租税公課	3,254
旅費交通費	2,938
諸経費	3,488
一般管理費計	116,323
営業損失	141,760
営業外収益	
受取利息	316
雑収入	768
営業外収益計	1,084
営業外費用	
繰延資産償却費	57
営業外費用計	57
経常損失	140,733
税引前中間純損失	140,733
法人税、住民税及び事業税	48
法人税等合計	48
中間純損失	140,781

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	677,500	505,000	505,000	365,241	365,241	817,258	817,258
当中間期変動額							
中間純損失				140,781	140,781	140,781	140,781
当中間期変動額合計				140,781	140,781	140,781	140,781
当中間期末残高	677,500	505,000	505,000	506,023	506,023	676,476	676,476

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

なお、器具備品の耐用年数は4～15年であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェアについては、5年で償却しております。

2. 繰延資産の処理方法

(1) 創立費

5年間で均等償却しております。

(2) 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって年2回受領しております。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(中間貸借対照表関係)

1. 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未収消費税等」として表示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

	当中間会計期間（2025年9月30日）
器具備品	4,655千円
有形固定資産合計	4,655千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自2025年4月1日 至2025年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	摘要
普通株式	103,250	-	-	103,250	
A種優先株式	10,000	-	-	10,000	
合計	113,250	-	-	113,250	

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

当中間会計期間（2025年9月30日）

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金・預金、未収委託者報酬、未収消費税等、差入保証金、未払手数料、未払法人税等

これらはすべて短期間(1年以内。但し差入保証金は18か月。)で決済されるため、時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針) 3. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

当中間会計期間(自2025年4月1日 至2025年9月30日)

顧客の名称	営業収益
なかの日本成長ファンド	15,244千円
なかの世界成長ファンド	7,207千円

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自2025年4月1日 至2025年9月30日)	
1株当たり純資産額	5,583円30銭
1株当たり中間純損失金額	1,363円50銭
(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
純資産の部の合計額	676,476千円
純資産の部の合計額から控除する金額	100,000千円
(うち種類株式の払込金額)	100,000千円
普通株式に係る期末の純資産額	576,476千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	103,250 株
3. 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。	
中間純損失	140,781千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株主に係る中間純損失	140,781千円
普通株式の期中平均株式数	103,250 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと

- （投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
野村信託銀行株式会社	50,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	54,323百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
広田証券株式会社	600百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
マネックス証券株式会社	13,195百万円	
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196百万円	
楽天証券株式会社	19,495百万円	
株式会社北國銀行	26,673百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
第一生命保険株式会社	60,000百万円	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社
ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。
- (2) 販売会社
日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

- (1) 受託会社
該当事項はありません。
- (2) 販売会社
該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。

- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
ファンドの基本的性格など
委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など
委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
目論見書の使用開始日
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。
投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
- (4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。
- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9) 交付目論見書の手続・手数料等に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
当初元本額についての記載。
基準価額が日本経済新聞に掲載される旨および掲載略称。
所得税には、復興特別所得税が含まれる旨。
- (10) 目論見書の巻頭に以下を記載することがあります。

投資家の皆さまへ

資産運用立国とは、国民生活者に長期投資が行動文化として一般化しており、
資本市場からのリターンを多くの生活者が享受することによって、
相応に豊かなライフスタイルが定着した高度な成熟社会の姿なのです。

そして長期資産形成において、お金を働きに出す最も合理的な投資対象は地球経済。
即ち世界の経済成長軌道を養分にして、
お金をゆったりと育てて行く国際分散投資でありましょう。

「なかの世界成長ファンド」は、そうしたメインストリームに立脚して、
米欧日に新興国も含めた各地域にある高品質な成長企業を長期目線で厳選した
ポートフォリオで、世界の株式市場の平均リターンを凌駕する長期的運用成果を目指す、
長期資産育成目的の国際分散型本格的アクティブ株式ファンドです。

当社が厳選するグッドカンパニーの評価軸を皆さまと共有しながら、
世界で活躍する素敵な成長企業と歩んで行く長期投資の旅を、
ぜひ一緒に楽しんで参りましょう！

なかのアセットマネジメント株式会社
代表取締役社長 中野 晴啓

独立監査人の監査報告書

2025年6月27日

なかのアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

ななつぼし監査法人
東京都千代田区

指定社員 公認会計士 米 永 隆 司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている、なかのアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、なかのアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年7月1日

なかのアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

ななつぼし監査法人

東京都千代田区

指定社員

公認会計士 米 永 隆 司

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている、なかの世界成長ファンドの2024年4月25日から2025年4月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、なかの世界成長ファンドの2025年4月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、なかのアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

なかのアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月19日

なかのアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

ななつぼし監査法人

東京都千代田区

指定社員

公認会計士 米 永 隆 司

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている、なかのアセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、なかのアセットマネジメント株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年1月9日

なかのアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

ななつぼし監査法人

東京都千代田区

指定社員

公認会計士 米永 隆 司

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている、なかの世界成長ファンドの2025年4月25日から2025年10月24日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、なかの世界成長ファンドの2025年10月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年4月25日から2025年10月24日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、なかのアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

なかのアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。